

第2回 松田町議会臨時会審議結果一覧（5月22日）

○全員賛成で可決した議案 ※平野由里子議長は採決には加わらない。

議案等番号	議案名等
承認1	専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例） ◎地方税法等の一部改正に伴う税条例の改正
承認2	専決処分の承認を求めることについて（松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） ◎地方税法等の一部改正に伴う国民健康保険税条例の改正
議案29	工事請負契約の締結について（令和6年度松田町立寄小学校校舎大規模改修工事（繰越明許）） ◎山一産業株式会社と1億8678万円で契約するためのもの

△賛成・反対があった議案 ○…賛成 ●…反対 退…退席 可…可決

議案 番号	議案名等	議員名（議席順） 審議結果	北村	武尾	吉田	中津川	秋田	古谷	田代	井上	南雲	飯田	寺嶋
			和士	哲治	功	定雄	光彦	星人	実	栄一	まさ子	一	正
議案28	松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例 ◎詳細はP9～10のとおり	可	○	○	●	○	○	○	退	退	○	○	○

議案第28号 松田町長の在任期間に関する条例を 廃止する条例【討論】

賛成討論

寺嶋 正 議員

松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例に、賛成の立場から討論を行います。公職選挙法および地方自治法では、市町村長の任期は4年（地方自治法第140条）と規定されています。原則、満25歳以上の被選挙権を有し、国内の誰でも立候補できます。市町村長の職務、権限は、市町村を代表する独任制の執行機関として市町村の組織を統括し、事務を管理し執行します。予算の提案・執行、条例の制定・改廃の提案及びその他議会の議決すべき事件について議案を提出したりすることができます。

現条例の第一条は、町長が町の事務の管理及び執行に関し幅広い権限を有する地位にあることを鑑み、町長の職に同一の者が長期にわたり在任することにより

生ずるおそれのある弊害を防止するため、町長の在任期間について定め、もって町政運営の活発化及び町の更なる進展を図ることを目的とする、とありますが一概に言えないと思います。弊害があると感じていれば町長を辞めるか、立候補しなければよいのではないかと思います。第二条では、町長の職にある者は、その職に連続して3期を超えて在任することのないよう努めるものとする、とありますが拘束力がなく、立候補の妨げになると思います。

選挙では町民の方々に一期4年ごとに判断していただくこと、次の町長を縛る条例は廃止することなどを申し上げ、町民の意見を尊重して賛成討論とします。